
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続**項目 修正国際基準公開草案第 5 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2017 年 10 月 31 日に修正国際基準公開草案第 5 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメントの募集は 2018 年 1 月 4 日に締め切られた。本公開草案に対しては、1 通のコメントレターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントの概要を紹介するとともに、その対応案を検討する。

本日の検討事項

2. 次頁以降が、本公開草案に対するコメントの概要とその対応案であり、これに基づき公表予定文書（審議事項(4)-3-2～審議事項(4)-3-8）のうち、主に、審議事項(4)-3-2（「公表にあたって」）を修文している。当該対応案及び公表予定文書の修文案につき、ご意見をいただきたい。

なお、当該対応案及びそれを踏まえた公表予定文書の修文案について、第 41 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2018 年 1 月 25 日開催）及び第 42 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2018 年 3 月 12 日開催）にて審議を行ったが、特段の意見は聞かれていない。

3. また、公開草案以降の修文は、公開草案における提案内容を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要はないものと考えており、これにつきご意見をいただきたい。

ディスカッション・ポイント

以下についてご意見をいただきたい。

- 寄せられたコメントへの対応案及び公表予定文書の修文案
- 再度、公開草案を公表する必要がないとの提案

修正国際基準公開草案第5号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第5号『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』（2017年10月31日公表）

2. コメント募集期間

2017年10月31日～2018年1月4日

3. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	有限責任監査法人トーマツ

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、各々のコメントを要約している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
質問1 IFRS第9号(2014年)における改正点のエンドースメント手続の検討結果について		
1) 本公開草案の提案に同意する。	<p>IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。</p> <p>このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第9号(2014年)における改正点について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	
2) IFRS第9号の予想信用損失モデルに削除又は修正を行わないこととした理由の整理及び表現について再検討を望む。	<p>IFRS第9号の予想信用損失モデルに削除又は修正を行わないこととした理由として、「日本基準においても期末までにその原因が発生しているとの前提を置きつつ、将来顕在化する損失見込額を計上する」(下線強調を加筆)という表現によって、予想信用損失モデルと日本基準の類似性が挙げられている。しかし、IFRS第9号の予想信用損失モデルは、将来顕在化する損失の原因(デフォルトやその前段としての債務者の財政状態の悪化)が期末までに発生しているかどうかを問わず、また、損失が将来顕在化する確率の高低を問わず、確率加重平均された将来における信用損失を測定するものである。加えて、予想信用損失モデルにおいては、過去実績や報告日の現状に加え、将来の経済的状況についての情報の反映が明示的に求められる(IFRS第9号5.5.17項)。こうした予想信用損失モデルの特徴は日本基準がすべての状況において必ずしも求めているものではなく、IFRS第9号と日本基準の類似性についての貴委員会の整理または表現の再検討を期待したい。</p>	
質問2 その他の会計基準等(2017年6月30日までにIASBにより公表された会計基準等のうち、IFRS第9号(2014年)、IFRS第16号及びIFRS第17号を除く、2018年1月1日以後に発効する会計基準)のエンドースメント手続の検討結果について		
3) 本公開草案の提案に同意する。	<p>今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p>	
その他		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
4) 理想的には適用日が同一の修正については同時にエンドースメント手続の対象とすることが望まれ、手続が間に合わない場合にも適時に修正国際会計基準に両修正が削除または修正なしに反映されることを期待する。	IASBはIFRS第9号(2014年)の適用を補完するIFRS9号の修正(負の補償を伴う期限前償還要素)およびIAS28号の修正(関連会社および共同支配企業に対する長期持分)(以下、「両修正」という。)を公表し、IFRS第9号(2014年)と同時に適用することを可能にしている。理想的には両修正についても今次のエンドースメント手続の対象とすることが望まれるが、手続が間に合わない場合にも適時に修正国際会計基準に両修正が削除または修正なしに反映されることを期待する。	
5) 発効日及び適用に要する準備負荷等を踏まえ、エンドースメント手続の適時性に課題があると考えられる。	<p>IFRS第9号の発効日が目前に迫るなか、その適用に要する準備負荷・期間を考えれば、今回のエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在する。加えて、2019年1月1日が発効日であるIFRS第16号「リース」についてもエンドースメント手続は完了に至っておらず、貴委員会の実施しているエンドースメント手続は適時性について課題があると考えざるを得ない。適時性に課題があるエンドースメント手続は、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高め、加えて、実務対応のための適用準備期間を短縮させる結果を招来することが懸念されるほか、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも適当ではない。</p> <p>我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、基準の設定が適時かつ合理的に行われることは基準設定という行為や基準そのものの品質を示す要素であると考えている。</p>	

以上